「

携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）を提供する電気通信事業者	様式第十一
携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）を提供する電気通信事業者	
三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	
ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置してＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	基地局を設置して公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十四
ＩＰ－ＶＰＮサービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五
広域イーサネットサービス		

」に

改める。

第二条第二項中「様式第十五」を「様式第十六」に、「様式第十六」を「様式第十七」に改め、同条第三項中「様式第十七」を「様式第十八」に、「様式第十九」を「様式第二十」に、「様式第二十」を「様式第二十一」に改め、同条第二項中「様式第二十一」を「様式第二十二」に改める。

第三条第一項中「様式第二十」を「様式第二十一」に改め、同条第二項中「様式第二十一」を「様式第二十二」に改める。

第四条中「様式第二十二」を「様式第二十三」に改める。

第五条中「様式第二十三」を「様式第二十四」に改める。

第六条中「様式第二十四」を「様式第二十五」に改める。

第七条の二中「様式第二十五」を「様式第二十六」に、「様式第二十六」を「様式第二十七」に改める。

第八条中「様式第二十七」を「様式第二十八」に改める。

第九条中「様式第二十八」を「様式第二十九」に改める。

様式第三を次のように改める。

様式第３（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年　月　日現在

サービスの種類（細区分）＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

都道府県	契約数
	三・九世代移動通信システムに係るもの（ＰＨＳの場合は、記載を要しない。）

参考事項					

注１　携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

３　自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係る仮想移動電気通信役務提供事業者（その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務（当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る。）を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。）をいう。以下同じ。）がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

４　注３に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

５　「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十中

「

最大速度 / 都道府県					
					合計
最大速度 / 都道府県					
					合計

」を

」に

改める。